

議案第 49 号

東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部改正について

東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町学校体育施設の開放に関する条例(昭和 51 年東浦町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表第 2 (第 11 条関係)		別表第 2 (第 11 条関係)	
区分	利用単位及び使用料の額 (単位・円)	区分	利用単位及び使用料の額 (単位・円)
屋内運動場	1 回につき <u>400</u>	屋内運動場	1 回につき <u>300</u>
武道場	1 回につき <u>200</u>	武道場	1 回につき <u>150</u>
夜間照明施設	<u>30 分につき 1,500</u>	夜間照明施設	<u>1 時間まで 2,770</u> <u>1 時間を超過する場合 30 分につき 1,170</u>
備考 略		備考 略	

(東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例(昭和 53 年東浦町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表第 2 (第 6 条関係)			別表第 2 (第 6 条関係)		
施設名	単位	使用料の額 (単位・円)	施設名	単位	使用料の額 (単位・円)
東浦町営第 1 グラウンド	1 時間につき	<u>550</u>	東浦町営第 1 グラウンド	1 時間につき	<u>410</u>
東浦町営北部グラウンド			東浦町営北部グラウンド		

ド			
東浦町営西部グラウンド			
東浦町営南部グラウンド			
東浦町営第2グラウンド		1時間につき	<u>250</u>
東浦みどり浜緑地多目的広場	大広場	1時間につき	<u>2,550</u>
	小広場	1時間につき	<u>1,300</u>
東浦町営第1グラウンド夜間照明施設		<u>30分につき</u>	<u>750</u>

備考

1及び2 略

3 営利を目的として利用する場合（東浦みどり浜緑地多目的広場を利用する場合を除く。）の使用料の額は、この表に定める金額を2倍した額とする。

4 前2項のいずれにも該当する場合の使用料の額は、この表に定める金額を4倍した額とする。

5 略

ド			
東浦町営西部グラウンド			
東浦町営南部グラウンド			
東浦町営第2グラウンド		1時間につき	<u>200</u>
東浦みどり浜緑地多目的広場	大広場	1時間につき	<u>2,030</u>
	小広場	1時間につき	<u>1,010</u>
東浦町営第1グラウンド夜間照明施設		<u>1時間まで</u>	<u>2,770</u>
		<u>1時間を超過する場合30分につき</u>	<u>1,170</u>

備考

1及び2 略

3 略

（東浦町勤労福祉会館条例の一部改正）

第3条 東浦町勤労福祉会館条例（昭和54年東浦町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第8条関係）

区分	1時間当たりの使用料の額（円）
会議室 1	<u>1,600</u>
会議室 2	<u>1,300</u>
和室 1	<u>650</u>
<u>和室 2</u> <u>和室 3</u>	<u>各室 350</u>
<u>研修室 1</u> <u>研修室 2</u>	<u>各室 250</u>

備考

1 及び 2 略

3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。

4 略

別表（第8条関係）

区分	1時間当たりの使用料の額（円）
会議室 1	<u>1,560</u>
会議室 2	<u>1,030</u>
和室 1	<u>510</u>
<u>和室 2</u>	<u>410</u>
<u>和室 3</u> <u>和室 4</u> <u>和室 5</u>	<u>各室 200</u>
<u>和室 6</u> <u>研修室 1</u> <u>研修室 2</u>	<u>各室 300</u>
<u>配膳室設備</u>	<u>510</u>

備考

1 及び 2 略

3 前2号のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。

4 略

（東浦町公民館条例の一部改正）

第4条 東浦町公民館条例（昭和55年東浦町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）			
区分		1時間 当たり の使用 料の額 （円）	器具使 用料 （単位・円） （施設 内に限 る。）	区分		1時間 当たり の使用 料の額 （円）	器具使 用料 （単位・円） （施設 内に限 る。）
東浦町文 化セン ター	ホール	<u>1,050</u>	<u>ピアノ</u>	東浦町文 化セン ター	ホール	<u>830</u>	<u>16ミリ</u>
	ふれあ いサロ ン	<u>各室 400</u>	<u>1台 1回に つき</u>		ふれあ いサロ ン	<u>各室 300</u>	<u>映写機 1台 1回に</u>

	視聴覚室 第2会議室 実習室		<u>500</u>		視聴覚室 第2会議室 実習室		<u>つき</u> <u>940</u> <u>ピアノ</u> <u>1台</u> <u>1回に</u>
	第1会議室 和室1 和室2	各室 <u>250</u>			第1会議室 和室1 和室2	各室 <u>200</u>	<u>つき</u> <u>940</u>
森岡コミュニティセンター	ホール	<u>800</u>		森岡コミュニティセンター	ホール	<u>620</u>	
	会議室 和室1 和室2 和室3 講義室	各室 <u>250</u>			会議室 和室1 和室2 和室3 講義室	各室 <u>200</u>	
	料理室	<u>800</u>			料理室	<u>620</u>	
緒川コミュニティセンター	ホール	<u>800</u>		緒川コミュニティセンター	ホール	<u>620</u>	
	会議室 和室1 和室2 講義室	各室 <u>250</u>			会議室 和室1 和室2 講義室 1 講義室 2	各室 <u>200</u>	
	料理室	<u>1,000</u>			料理室	<u>780</u>	
卯ノ里コミュニティセンター	ホール	<u>800</u>		卯ノ里コミュニティセンター	ホール	<u>620</u>	
	会議室 和室1 和室2 和室3 講義室	各室 <u>250</u>			会議室 和室1 和室2 和室3 講義室	各室 <u>200</u>	
	料理室	<u>800</u>			料理室	<u>620</u>	
石浜コミュニティセンター	ホール	<u>650</u>		石浜コミュニティセンター	ホール	<u>510</u>	
	会議室 和室1 和室2 実習室	各室 <u>250</u>			会議室 和室1 和室2 実習室	各室 <u>200</u>	

生路コミュニティセンター	ホール	650
	会議室	各室
	和室	250
	講義室	
東浦町藤江公民館	料理室	800
	ホール	650
	会議室	各室
	和室	250
	料理室	800

備考

1 略

2 前項以外の施設を利用する場合、東浦町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用するとき使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。

3 略

生路コミュニティセンター	ホール	510
	会議室	各室
	和室	200
	講義室	
東浦町藤江公民館	料理室	620
	ホール	510
	会議室	各室
	和室	200
	料理室	620

備考

1 略

2 前号以外の施設を利用する場合、東浦町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用するとき使用料の額は、この表に定める額の2倍とする。

3 略

(東浦町都市公園条例の一部改正)

第5条 東浦町都市公園条例(昭和57年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表第2(第9条関係) 都市公園使用料			別表第2(第9条関係) 都市公園使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
公園施設を設ける場合	1平方メートルにつき1年	<u>3,800円</u>	公園施設を設ける場合	1平方メートルにつき1年	<u>500円</u>
公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1年	<u>5,800円</u>	公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>
道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物の敷地として使用する場合は項及び道路法第32条第1項第2号に掲げる物件を埋設する場合は項 略			道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号に掲げる工作物の敷地として使用する場合は項及び道路法第32条第1項第2号に掲げる物件を埋設する場合は項 略		
行商、募金その他これらに類する行為又	1日につき	<u>750円</u>	行商、募金その他これらに類する行為を	1人につき1日	<u>50円</u>

は業として写真の撮影を行う場合				
業として映画の撮影を行う場合			1日につき	7,500円
興行、展示会、集会その他に類する催しを行う場合	このはな館	講習室	1時間につき	100円
		ホール	1平方メートルにつき1日	11円
		ホール	1時間につき	2,000円
		ホール（専用利用）		
		ホール空調設備（専用利用）	1時間につき	450円
上記以外		1平方メートルにつき1日		11円

備考

する場合				
業として写真又は映画の撮影を行う場合			1人につき1日	50円
興行、展示会、集会その他に類する催しを行う場合	このはな館	講習室	1時間	100円
		ホール	1時間	400円
上記以外		1平方メートルにつき1日		3円

備考

1から4まで 略

5 東浦町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものがこのはな館を利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

6 略

7 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。

別表第3（第9条関係）

有料公園施設使用料

都 市 公 園 名	種 類	区 分	単 位	金 額
於 大 公 園	おもしろサイ クル広 場		1 人 30 分 に つ き	<u>100 円</u>
	マレッ トゴル フ場	一般	1 人 1 回 に つ き	<u>150 円</u>
			回 数 券 10 枚 綴 り	<u>1,200 円</u>
		小中 学生	1 人 1 回 に つ き	<u>70 円</u>
			回 数 券 10 枚 綴 り	<u>560 円</u>
	バーベ キュー 広場		1 炉 (共 同 炉	<u>650 円</u>

1から4まで 略

5 略

別表第3（第9条関係）

有料公園施設使用料

都 市 公 園 名	種 類	区 分	単 位	金 額
於 大 公 園	おもしろサイ クル広 場		1 人 30 分 に つ き	<u>50 円</u>
	マレッ トゴル フ場	一般	1 人 1 回 に つ き	<u>100 円</u>
			回 数 券 10 枚 綴 り	<u>800 円</u>
		小中 学生	1 人 1 回 に つ き	<u>50 円</u>
			回 数 券 10 枚 綴 り	<u>400 円</u>
	バーベ キュー 広場		1 炉 (共 同 炉	<u>510 円</u>

			のみの使用又は持込のみの使用を含む。)				のみの使用又は持込のみの使用を含む。)	
			4 時間につき				4 時間につき	

備考

1 小学生未満は、無料とする。

2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

			のみの使用又は持込のみの使用を含む。)				のみの使用又は持込のみの使用を含む。)	
			4 時間につき				4 時間につき	

備考 小学生未満は、無料とする。

(東浦文化広場条例の一部改正)

第6条 東浦文化広場条例(昭和58年東浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後					改正前				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
区分			利用単位及び使用料の額(単位・円)	電灯使用料(単位・円)	区分			利用単位及び使用料の額(単位・円)	電灯使用料(単位・円)
東浦町体育館	専用利用	主競技場	1時間につき <u>900</u>	1時間につき <u>650</u>	東浦町体育館	専用利用	主競技場	1時間につき <u>720</u>	1時間につき <u>510</u>
		小体育室	1時間につき <u>350</u>	1時間につき <u>150</u>			小体育室	1時間につき <u>250</u>	1時間につき <u>100</u>

		柔剣道場	1時間につき <u>350</u>	
	個人利用	高校生以上一般	1回につき <u>150</u> 11 回につき <u>1,500</u>	
はなのき会館	研修室		1時間につき <u>250</u>	
	料理室		1時間につき <u>650</u>	
テニスコート			1面 1時間につき <u>200</u>	
テニスコート 夜間照明施設			1面 1時間につき <u>50</u>	

備考

1 略

2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。

4 略

5 略

6 略

		柔剣道場	1時間につき <u>250</u>	
	個人利用	高校生以上一般	1回につき <u>100</u> 11 回につき <u>1,000</u>	
はなのき会館	研修室 和室 会議室		1時間につき 各室 <u>200</u>	
	料理室		1時間につき <u>620</u>	
テニスコート			1面 1時間につき <u>300</u>	
テニスコート 夜間照明施設			1面 1時間につき <u>300</u>	

備考

1 略

2 略

3 略

4 略

(東浦町岡田川テニス場条例の一部改正)

第7条 東浦町岡田川テニス場条例（昭和63年東浦町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後	改正前
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）

施設名	単位	使用料の額（単位 円）	施設名	単位	使用料 の 額 （単位 円）	備考
東浦町 岡田川 テニス 場	1面 1 時間につ き	250	東浦町 岡田川 テニス 場	1面 1 時間につ き	200	東浦町、 半田市、 刈谷市、 常滑市、 東海市、 大府市、 知多市、 阿久比 町、南知 多町、美 浜町又は 武豊町に 在住し、 在勤し、 又は在学 している 者以外の ものが利 用する場 合は、左 記金額の 2倍とす る。
備考 1 東浦町、半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。 3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とす						

る。

(東浦町ふれあいセンター条例の一部改正)

第8条 東浦町ふれあいセンター条例(昭和63年東浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表第2(第5条関係)				別表第2(第5条関係)			
区分		1時間 当 た り の 使 用 料 の 額 (円)	電 灯 使 用 料 (単 位・円)	区分		1時間 当 た り の 使 用 料 の 額 (円)	電 灯 使 用 料 (単 位・円)
藤 江 コ ミ ュ ニ ティ セン ター	体育室	450	1時間につ き 200	藤 江 コ ミ ュ ニ ティ セン ター	体育室	350	1時間につ き 250
	研修室	各室			研修室	各室	
	和室1	250			和室1	200	
	和室2				和室2		
東 浦 町 西 部 ふ れ あ い セ ン ター	体育室	1,650		東 浦 町 西 部 ふ れ あ い セ ン ター	体育室		
	空調設備				会議室	200	
東 浦 町 北 部 ふ れ あ い セ ン ター	体育室	450	1時間につ き 200	東 浦 町 北 部 ふ れ あ い セ ン ター	体育室	350	1時間につ き 250
	和室1	各室			和室1	各室	
	和室2	250			和室2	200	
	体育室	1,650					
備考				備考			

1 略	1 略
2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の2倍とする。	
3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める金額の4倍とする。	
4 略	2 略

(東浦町郷土資料館条例の一部改正)

第9条 東浦町郷土資料館条例（平成11年東浦町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(使用料) 第6条 第5条第1項の許可を受けて<u>陶芸棟</u>を利用する者からは、<u>別表に定める額</u>を使用料として当該許可の際徴収する。 2 略 3 <u>町長は、公益上その他特に必要と認めたときは、第1項に規定する使用料を減免することができる。</u>	(使用料) 第6条 第5条第1項の許可を受けて<u>陶芸窯</u>を利用する者からは、<u>火入れ1回について4,700円に、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>を使用料として当該許可の際徴収する。 2 略

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区分		単位	使用料
陶芸棟	創作室	1時間につき	1,000円
	陶芸窯	火入れ1回につき	5,400円
	倉庫	1区画につき1年	1,550円

備考

- 1 東浦町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

- 3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。
- 4 使用料の額が年額で定められている区分に係る許可の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が1月未満のとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。
- 5 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料から適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第3条から第5条まで、第8条及び第9条の規定による改正後の各条例の規定による施設の利用の許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

提案理由

施設の使用料を改めるため提案するものである。

議案第 50 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
手数料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時期	備考	手数料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時期	備考
印鑑 登録 証明 書の 交付 手数料		1 枚 につ き	<u>250</u> 円	略		印鑑 登録 証明 書の 交付 手数料		1 枚 につ き	<u>200</u> 円	略	
身分 証明 書の 交付 手数料		1 枚 につ き	<u>250</u> 円	略		身分 証明 書の 交付 手数料		1 枚 につ き	<u>200</u> 円	略	
住民 票又 は戸 籍の 附票 の写 しの 交付 手数料		1 通 につ き	<u>250</u> 円	略		住民 票又 は戸 籍の 附票 の写 しの 交付 手数料		1 通 につ き	<u>200</u> 円	略	

住民基本台帳の閲覧手数料		1人につき	<u>250</u> 円	略		住民基本台帳の閲覧手数料		1人につき	<u>200</u> 円	略	
住民票に記載した事項に関する証明書の交付手数料		1通につき	<u>250</u> 円	略		住民票に記載した事項に関する証明書の交付手数料		1通につき	<u>200</u> 円	略	
戸籍に関する届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料の項から自動車の臨時運行許可申請に対する審査手数料の項まで 略						戸籍に関する届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料の項から自動車の臨時運行許可申請に対する審査手数料の項まで 略					
租税に関する証明書の交付手数料		1通につき	<u>250</u> 円	略		租税に関する証明書の交付手数料		1通につき	<u>200</u> 円	略	
不動産又は資産に関する証明書		1通につき	<u>250</u> 円	略		不動産又は資産に関する証明書		1通につき	<u>200</u> 円	略	

の交付手数料						の交付手数料					
住宅用家屋証明申請手数料		1 件につき	<u>800</u> 円	略		住宅用家屋証明申請手数料		1 件につき	<u>1,300</u> 円	略	
その他の証明書の交付手数料		1 通につき	<u>250</u> 円	略		その他の証明書の交付手数料		1 通につき	<u>200</u> 円	略	
町備付けの公簿、公文書、図面等の閲覧手数料		1 件につき	<u>250</u> 円	略		町備付けの公簿、公文書、図面等の閲覧手数料		1 件につき	<u>200</u> 円	略	
複写手数料の項 略						複写手数料の項 略					
印刷手数料	A O ロール紙	1 メートルにつき	<u>200</u> 円	略	略	印刷手数料	A O ロール紙	1 メートルにつき	<u>150</u> 円	略	略
養護老人ホームへの老人短期入所手数料の項から子育て短期支援利用手数料の項まで 略						養護老人ホームへの老人短期入所手数料の項から子育て短期支援利用手数料の項まで 略					
認可地縁		1 枚につき	<u>250</u> 円	略		認可地縁		1 枚につき	<u>200</u> 円	略	

団体 印鑑 登録 証明 書の 交付 手数料		き				団体 印鑑 登録 証明 書の 交付 手数料		き			
ごみ出し支援手数料の項から優良住宅 新築認定申請手数料の項まで 略						ごみ出し支援手数料の項から優良住宅 新築認定申請手数料の項まで 略					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

印鑑登録証明書の交付手数料等の額を改めるため提案するものである。

議案第 51 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)	(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)
第 82 条 略	第 82 条 略
2 から 7 まで 略	2 から 7 まで 略
8 第 1 項又は第 2 項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し若しくは、亡失し、又はま滅したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、 <u>200 円</u> を納めなければならない。	8 第 1 項又は第 2 項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し若しくは、亡失し、又はま滅したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、 <u>150 円</u> を納めなければならない。
9 略	9 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に係る弁償金の額を改めるため提案するものである。

議案第 52 号

東浦町産業振興施設条例の廃止について

東浦町産業振興施設条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町産業振興施設条例を廃止する条例

東浦町産業振興施設条例（昭和 63 年東浦町条例第 22 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

産業振興施設を廃止するため提案するものである。

議案第 53 号

令和 6 年度東浦町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 344, 261 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19, 397, 768 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		317,276	5,688	322,964
	1 地方特例交付金	312,257	5,688	317,945
15 国庫支出金		2,824,376	163,288	2,987,664
	1 国庫負担金	1,439,491	178,333	1,617,824
	2 国庫補助金	1,373,607	△15,045	1,358,562
16 県支出金		1,389,361	59,616	1,448,977
	1 県負担金	812,609	37,381	849,990
	2 県補助金	445,718	22,235	467,953
17 財産収入		38,465	5,945	44,410
	1 財産運用収入	38,456	5,945	44,401
18 寄附金		351,601	1,303	352,904
	1 寄附金	351,601	1,303	352,904
19 繰入金		1,076,429	48,000	1,124,429
	1 基金繰入金	1,067,012	48,000	1,115,012
21 諸収入		796,429	34,521	830,950
	4 雑入	752,407	34,521	786,928
22 町債		467,659	25,900	493,559
	1 町債	467,659	25,900	493,559
歳 入 合 計		19,053,507	344,261	19,397,768

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		130,065	△149	129,916
	1 議会費	130,065	△149	129,916
2 総務費		3,035,253	17,534	3,052,787
	1 総務管理費	2,035,341	34,968	2,070,309
	2 徴税費	653,245	△8,835	644,410
	3 戸籍住民基本台帳費	106,382	△14,238	92,144
	6 監査委員費	19,071	△258	18,813
	7 交通防犯対策費	198,106	5,897	204,003
3 民生費		7,292,886	323,811	7,616,697
	1 社会福祉費	3,836,335	143,047	3,979,382
	2 児童福祉費	3,456,551	180,764	3,637,315
4 衛生費		1,603,859	△13,215	1,590,644
	1 保健衛生費	709,693	△13,215	696,478
6 農林水産業費		231,847	△2,352	229,495
	1 農業費	82,451	△2,708	79,743
	2 農地費	149,396	356	149,752
7 商工費		272,401	10,249	282,650
	1 商工費	272,401	10,249	282,650
8 土木費		2,735,988	4,240	2,740,228
	1 土木管理費	154,015	△4,025	149,990
	2 道路橋りょう費	751,832	△552	751,280
	5 都市計画費	1,782,657	8,817	1,791,474
9 消防費		684,363	△3,785	680,578
	1 消防費	684,363	△3,785	680,578
10 教育費		2,156,521	6,838	2,163,359
	1 教育総務費	322,264	6,238	328,502
	2 小学校費	514,289	1,557	515,846
	3 中学校費	212,574	315	212,889
	4 社会教育費	363,409	△306	363,103
	5 保健体育費	743,985	△966	743,019
12 公債費		755,183	139	755,322
	1 公債費	755,183	139	755,322
14 予備費		33,243	951	34,194
	1 予備費	33,243	951	34,194
歳 出 合 計		19,053,507	344,261	19,397,768

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	児童館施設整備事業	26,884

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
東浦町議会会議録作成に係る筆耕翻訳料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	2,045
総合ボランティアセンター指定管理料	自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	75,110
マイナンバーカード申請システム端末借上料	自 令和 7 年度 至 令和 9 年度	1,084
町道吉田線道路用地購入費	自 令和 6 年度 至 令和 8 年度	9,142
中学校指導書等購入費	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	10,339
中央図書館指定管理料	自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	599,863

第 4 表 地 方 債 補 正
追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
児童館施設整備事業債	25,900	普通貸借 又 は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び県資金 についてはその融通条 件による。その他の場 合にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又 は低利に借換すること ができる。
計	25,900			

議案第 54 号

令和 6 年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度東浦町の土地取得特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 229 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		65,269	229	65,498
	1 財産運用収入	276	229	505
歳 入 合 計		65,270	229	65,499

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 土地開発基金費		276	229	505
	1 土地開発基金費	276	229	505
歳 出 合 計		65,270	229	65,499

議案第55号

令和6年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度東浦町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ977,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		127,119	7,574	134,693
	1 一般会計繰入金	127,119	7,574	134,693
歳 入 合 計		969,669	7,574	977,243

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		960,137	7,574	967,711
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	960,137	7,574	967,711
歳 出 合 計		969,669	7,574	977,243

議案第56号

令和6年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度東浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「配水設備新設改良事業371,955千円」を「配水設備新設改良事業378,319千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,006,762千円	△677千円	1,006,085千円
第2項 営業外収益	204,649千円	△677千円	203,972千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	897,215千円	1,854千円	899,069千円
第1項 営業費用	883,653千円	1,854千円	885,507千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額509,197千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額515,561千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金480,909千円」を「過年度分損益勘定留保資金487,273千円」に改め、資本的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	583,591千円	6,364千円	589,955千円
第1項 建設改良費	380,402千円	6,364千円	386,766千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第6条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	76,157千円	8,218千円	84,375千円

令和6年11月29日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第57号

令和6年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度東浦町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「管渠建設改良事業100,566千円」を「管渠建設改良事業102,634千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	1,381,032千円	△14,288千円	1,366,744千円
第1項 営業収益	638,312千円	△25,840千円	612,472千円
第2項 営業外収益	742,717千円	11,552千円	754,269千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,381,032千円	△14,288千円	1,366,744千円
第1項 営業費用	1,280,265千円	△14,288千円	1,265,977千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額306,791千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額304,997千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,596千円及び当年度分損益勘定留保資金298,195千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,953千円及び当年度分損益勘定留保資金296,044千円」に改め、資本的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	260,757千円	3,862千円	264,619千円
第2項 出資金	22,027千円	3,862千円	25,889千円
	支	出	
第1款 資本的支出	567,548千円	2,068千円	569,616千円
第1項 建設改良費	114,428千円	2,068千円	116,496千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第9条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	56,073千円	△15,944千円	40,129千円

（他会計からの補助金）

第6条 令和6年度東浦町下水道事業会計予算第10条中「194,560千円」を「220,550千円」に改める。

令和6年11月29日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第 58 号

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（6－2））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

1 工事名

於大公園再整備工事（6－2）

2 工事場所

知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内始め

3 工事概要

於大公園ふれあいファミリー広場に係る工事

（1）擁壁工

（2）水景施設整備工

（3）遊戯施設整備工

（4）サービス施設整備工

（5）（仮称）於大公園ファミリートイレ・更衣室の新築工事に伴う建築工事、電気設備工事及び機械設備工事一式

（6）（仮称）於大公園大屋根の新築工事に伴う建築工事一式

4 契約金額

379, 500, 000 円

5 契約の相手方

（1）名称

株式会社ヒューテック

（2）代表者

代表取締役 長坂 勝之

（3）所在地

知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1

6 契約の方法

一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 59 号

指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

（1）名称

東浦町総合ボランティアセンター

（2）位置

東浦町大字緒川字屋敷貳区 61 番地の 1

2 指定管理者に指定する団体の名称等

（1）名称

社会福祉法人東浦町社会福祉協議会

（2）代表者

会長 恒川 渉

（3）所在地

東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

東浦町総合ボランティアセンターの指定管理者に、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会を指定するため提案するものである。

議案第 60 号

指定管理者の指定について（東浦町中央図書館）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

(1) 名称

東浦町中央図書館

(2) 位置

東浦町大字緒川字平成 81 番地

2 指定管理者に指定する団体の名称等

(1) 名称

株式会社図書館流通センター

(2) 代表者

代表取締役 谷一 文子

(3) 所在地

東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

東浦町中央図書館の指定管理者に、株式会社図書館流通センターを指定するため提案するものである。